

事務連絡  
令和2年12月28日

各都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法所管部局 御中

経済産業省製造産業局自動車課  
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省・環境省令第5号。以下「改正省令」という。）が令和2年12月28日に公布され、同日から施行されたので、その改正の趣旨、内容等について、下記のとおりお知らせする。

貴職におかれては、その趣旨を理解した上で、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※1）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「施行規則」という。）その他の経済産業省・環境省関係省令の様式で定める事業者等に対して押印を求めている手続の押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。以下単に「押印」という。）を不要とすることとした。

なお、これまで押印をもって本人確認をすることとしていた書面等については、各省令における手続の性質を踏まえ、以下に記載するような押印が求められている趣旨を代替する手段（※2）等によって確認することとされたい。

（※1）「見直し対象手続」とは、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。

（※2）押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような例が考えられ

る。

- ・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の電子ファイルでの添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等）
- ・実地調査等の機会における確認

## 2 改正の内容

施行規則その他の経済産業省・環境省関係省令の様式で事業者等に対して押印を求めている手続等の押印について、押印を廃止する改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定の整備を行った。

## 3 経過措置について

### (1) 書類に関する経過措置

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこととした。

### (2) 様式に関する経過措置

改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした。

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 登録 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	
所 在 地	(郵便番号)  電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

--

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者 登録 申請書  
登録の更新

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	

住 所	(郵便番号)	
	電話番号	
法定代理人の役員の氏名 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。)		
(ふりがな) 氏 名	役職名	
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所 在 地	(郵便番号)	
	電話番号	
回収しようとするフロン類の種類		
C F C		
H F C		
フロン類回収設備の種類、能力及び台数		
設備の種類	能 力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
C F C 用	台	台
H F C 用	台	台
C F C、H F C 兼用	台	台

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。  
 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。  
 3 「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
（市長）

（郵便番号）  
住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第57条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第五（第五十五条関係）

解体業 許可 申請書  
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 61 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可（許可の更新）を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
電話番号		
事業の用に供する施設の概要		
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限		

役員の名前及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

令第5条に規定する使用人の名前及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

法定代理人の名前及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	住所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の名前（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の名前	
住所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をしていい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の金額

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	
油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

## △手数料欄

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（第六十条関係）

破砕業 許可の更新 申請書

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 68 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名 称		
所在地	(郵便番号)	
	電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県の	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）

<p>ものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)</p>		
<p>破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限</p>		
<p>役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>役職名</p>	<p>住所</p>
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>役職名</p>	<p>住所</p>
<p>法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)</p>		
<p>(ふりがな) 氏名</p>	<p>住所</p>	

--	--

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は 出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
-------------	--



解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
  - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
  - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第六十三条関係）

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

(郵便番号)  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 70 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号)  電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏名	役職名	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住所	保有する株式の数又は 出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	

△手数料欄

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
  - 2 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
  - 3 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
  - 4 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
  - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第六十四条関係）

破 碎 業 変 更 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿  
（市長）

（郵便番号）  
住所  
氏名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃対第427号  
令和3年1月14日

岐阜県行政書士会会長 様

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。このことについて、別添のとおり環境省から連絡がありました。

令和2年12月28日以降、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続きの押印（押印に代わって行うことが可能とされていた署名も含む。）が不要となりましたので、御承知おきいただくとともに、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

また、許可等に関連するものとしては、具体的には下記の申請書等の様式について押印が不要となりますので、県ホームページ掲載の様式について更新を行ったほか、誓約書等の県独自様式についても、今後見直しをする予定ですのでご承知ください。

#### 記

○押印が不要となる申請書等の様式

- ・引取業者登録・登録の更新申請書
- ・引取業者変更届出書
- ・フロン類回収業者登録・登録の更新申請書
- ・フロン類回収業者変更届出書
- ・解体業許可・許可の更新申請書
- ・解体業変更届出書
- ・破砕業許可・許可の更新申請書
- ・破砕業の事業の範囲の変更許可申請書
- ・破砕業変更届出書

廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神 谷	担 当	勝 野
T E L	058-272-8217		
F A X	058-278-2607		